

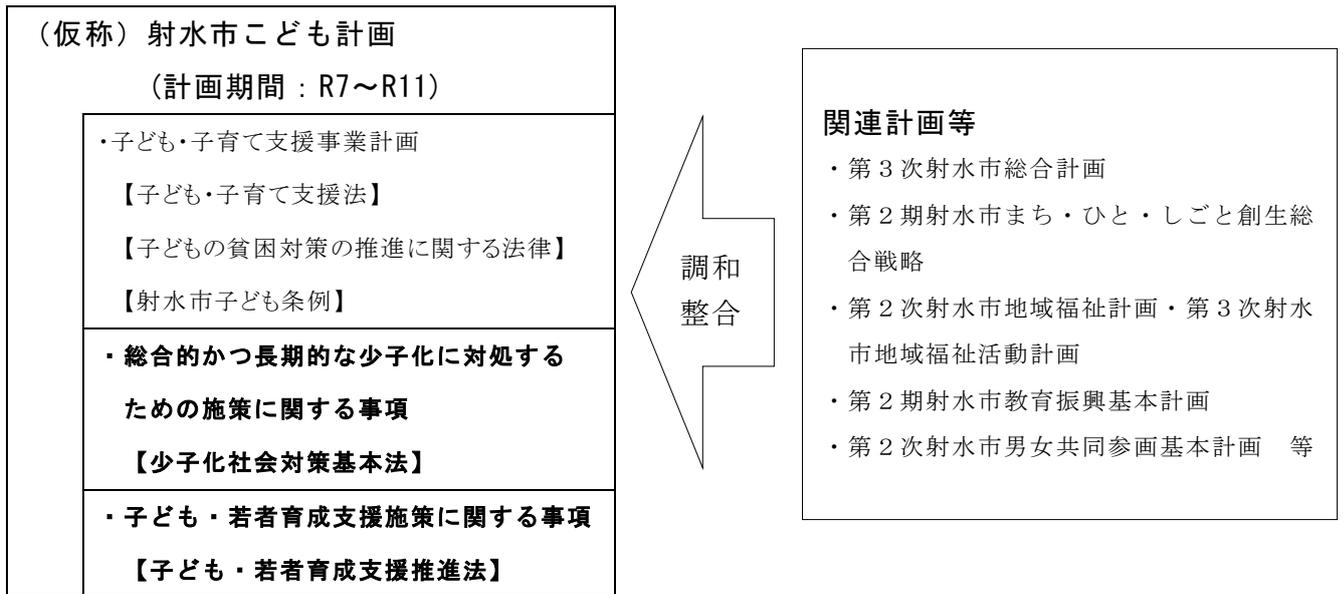
(仮称) 射水市子ども計画の策定について

1 概要

令和5年12月、子ども政策を総合的に推進する目的で「子ども大綱」が閣議決定された。また、子ども基本法第10条において、市町村は「子ども大綱」及び都道府県子ども計画を勘案し、市町村子ども計画を策定するよう努力義務が課されている。

このことから、現行の「第2期射水市子ども・子育て支援事業計画」の終期となる今年度において、各種法令等に基づき、子ども施策に係る計画等を包含した(仮称)「射水市子ども計画」(以下、「子ども計画」という。)を作成するもの。

2 子ども計画のイメージ



※子ども計画の策定にあたり、子ども・若者への意見聴取・施策反映・フィードバックの措置を講じなければならない。

3 子ども計画の策定体制

庁内: 関係課長会議、子ども家庭センター会議 庁外: 子ども・子育て会議

《策定スケジュール》

7月30 ~8月末まで	関係課長会議 現行の第二期射水市子ども・子育て支援事業計画の個別事業の進捗・評価並びに令和7年度以降の新規事業等(※)の検討依頼 ※従前の子ども・子育て施策の他、少子化対策や子ども・若者育成支援に関連した事業の進捗や今後の展望、もしくは社会情勢等を踏まえた新たな事業
9月27日	第一回子ども・子育て会議 議題 ①ニーズ・アンケート調査結果報告 ②子ども計画 骨子案
11月	第二回子ども・子育て会議 議題 ①子ども・若者への意見聴取結果報告 ②子ども計画 素案
12月	市議会定例会 子ども計画素案を報告
R7.1月	パブリックコメント
2月	第三回子ども・子育て会議 議題 子ども計画案
3月	市議会定例会 子ども計画案を報告